

○下関市道路網検討委員会規則

平成23年3月31日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市道路網検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者等で構成する団体の関係者
- (4) 下関市連合自治会の役員
- (5) 下関市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又

は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月2日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。